

建設水道常任委員会記録

令和4年7月15日(金)午前9時59分～午後0時08分(9階 908 会議室)

○出席委員(8名)

委員長	萩原 太郎
副委員長	斎藤 正臣
委員	佐々木 優
委員	二階堂 利枝
委員	後藤 善次
委員	梅津 政則
委員	大平 洋人
委員	二階堂 武文

○欠席委員(なし)

○案 件

所管事務調査「除雪に関する調査」

- 1 参考人招致の実施について
- 2 参考人招致

福島県県北建設事務所

所長	長嶺 勝広 氏
企画管理部主幹兼企画管理部長	佐藤 岳晴 氏
企画管理部企画調査課長	小野田 慎 氏

- 3 参考人招致に対する意見開陳
- 4 参考人招致の実施について
- 5 行政視察について
- 6 その他

午前9時59分 開 議

(萩原太郎委員長) ただいまから建設水道常任委員会を開会いたします。

初めに、除雪に関する調査の所管事務調査に関し、参考人招致の実施についてを議題といたします。前回実施内容についてご協議いただきました参考人招致実施要領の案を作成しましたので、ご確認いただければと思います。タブレットに配付の資料、県北建設事務所参考人招致実施要領案をご覧ください。日時ですが、本日、令和4年7月15日金曜日の午前10時10分から午前11時10分までの1時間

を予定しております。

場所、目的は記載のとおりです。

依頼先及び参考人より聴取する意見の内容ですが、聴取内容につきましては、雪に関する地域指定等について、除雪に関する国庫補助制度等について、県管理道路における除雪体制について、関係機関との連携についてというような内容で意見をいただきたいと思っております。依頼先は、福島県県北建設事務所より参考人をお招きすることといたしました。記載のとおり、所長、長嶺勝広様、企画管理部主幹兼企画管理部長、佐藤岳晴様、企画管理部企画調査課長、小野田慎様にお越しいたします。

当日の進め方については記載のとおりですが、参考人招致の時間配分は、参考人との調整の結果、参考人の意見開陳を30分、質疑応答を30分の計1時間程度の予定としております。参考人がご退席された後、参考人招致に関する意見開陳を行いたいと思っております。

項目6から8についても記載のとおりであります。

9の注意事項についてですが、参考人はあらかじめ依頼した事項について意見を準備して出席いたします。そのため、依頼した件以外の事項について意見を求めた場合、委員長は委員の発言を制止することができますので、ご了承願います。

参考人には証人と異なり、委員から依頼して出席を求めるものですので、参考人に対し礼節を尽くし、追及するような質問をしないでください。

スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

説明は以上となりますが、このような内容で参考人招致を進めさせていただいてよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(萩原太郎委員長) それでは、参考人招致開始まで暫時休憩をいたします。

午前10時02分 休 憩

午前10時09分 再 開

(萩原太郎委員長) 建設水道常任委員会を再開いたします。

本日の委員会は、除雪に関する調査の一環として、参考人の方にご意見を伺うため、福島県県北建設事務所より、所長、長嶺勝広様、企画管理部主幹兼企画管理部長、佐藤岳晴様、企画管理部企画調査課長、小野田慎様に参考人としてご出席いただき、雪に関する地域指定等について、除雪に関する国庫補助制度等について、県管理道路における除雪体制について、関係機関との連携についてに関するお話をお伺いすることとしております。

長嶺様、佐藤様、小野田様におかれましては、大変お忙しい中、本委員会のためにご出席をいただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のないご意見をお寄せいただきますようよろしくお願いいたします。

本日の会議の進め方ではありますが、最初の30分で長嶺様、佐藤様、小野田様から事前に依頼していた項目に関してご説明、ご意見をお述べいただき、その後の30分で質疑応答という形で進めてまいります。

事前に提供いただきました資料については、さきにタブレットに配付のとおりですので、ご覧ください。

それでは、早速ご説明、ご意見をお伺いしたいと思います。

参考人の方のご発言をお願いいたします。着席のままお話しください。

(長嶺勝広参考人)ではまず、私からご挨拶さしあげます。

皆様、おはようございます。福島県県北建設事務所長の長嶺でございます。まず、日頃よりうちの事務所の建設行政を進めることに対しまして皆様からのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。また、本日うちの事務所及び福島県の除雪に関するご説明をさしあげるこのような機会をいただいたこと本当にありがとうございます。本日、私、長嶺と佐藤と小野田の3人で参っております。説明はうちの主幹の佐藤から申し上げますので、どうぞよろしくをお願いいたします。お世話になります。

(佐藤岳晴参考人)では、私、佐藤のほうからご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、資料をご覧くださいと思います。1ページ目の下のほうに目次がございます。先ほど委員長からご紹介ありました大きく4点、地域指定、国庫補助制度等、除雪体制、関係機関との連携についてという大きく4項目お話をさせていただきます。

なお、ページ番号につきましては右下のほうに記載されておりますので、そちらのページ番号をご覧くださいながらお願いしたいと思います。

2ページ目をお願いいたします。まず、雪に関する地域指定等についてでございます。雪に関する地域といいますと、豪雪地帯ですとか積雪寒冷地という言葉聞いたことがあるかと思いますが、まず豪雪地帯、特別豪雪地帯でございます。こちらは豪雪地帯特別措置法というものに基づくものでございまして、その法律の目的は雪害の防除、その他産業等の基礎条件の改善など、総合的な対策を進めるというものになっておりまして、②の仕組みでございます。まず、国が豪雪地帯、特別豪雪地帯というものを指定いたします。そして、その地域につきまして豪雪地帯対策基本計画を国が定めます。それに基づく形で各道府県によりまして豪雪地帯対策基本計画を作成してまいります。内容につきましては、交通、通信から生活環境、調査研究まで総合的な内容となっているものでございます。その基本計画を作成しますと、それに基づく事業につきまして優遇措置があるというものでございます。財政上の措置ですとか、地方債への配慮などがございます。財政上の措置につきましては、この法律のほか個別法令等によります補助率のかさ上げ等がございます。その他特別豪雪地帯における特例としまして、基幹的な市町村道の改築の道府県の代行などといったものもございます。

次のページをご覧ください。豪雪地帯等の指定基準でございます。こちらをご覧くださいますと、

上が豪雪地帯でございますが、昭和37年までの30年間の積雪の積算値、5,000センチ以上ですとか、下のほうに行きますと特別豪雪地帯ですが、昭和33年から昭和52年までの20年間の積算値、1万5,000センチ以上といったものがございまして、いずれもかなり過去のデータで、過去の時点で定められて現在に至っているという状況でございます。

具体的に指定されている区域ですが、4ページをご覧くださいまして、上が福島県全体、福島市につきましては水色で豪雪地帯と指定されているところです。福島市を拡大したのが下の図になっておりまして、白抜きの旧飯野、松川、信夫の地域を除きまして豪雪地帯となっているというところでございます。

5ページ目でございますが、豪雪地帯というところに限るわけではないのですけれども、豪雪時の生活圏等の対策を進めるにつきまして各機関で連絡協力を図るために福島県豪雪地域対策連絡協議会というものを設けております。構成につきましては、下の表に示すように非常に多岐にわたる分野の機関で構成されておまして、年1回程度雪に関する情報交換や基本計画の施策の実施状況について情報交換をしているところでございます。

6ページをご覧くださいます。積雪地域、寒冷地域、いわゆる雪寒地域でございます。こちらにつきましては、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法というものに基づくものでございまして、目的のところに記載しましたが、まさに道路交通を確保するために特別の措置を定めているというものでございます。先ほどの豪雪地帯の法律に基づく財政上の措置の一環というふうにご理解いただければよろしいかと思っております。

仕組みでございますが、アとしまして、まず国が対象となる路線を指定いたします。いわゆる雪寒指定道路と言っております。その路線につきまして、除雪、防雪、凍雪害の防止に関しまして国が5か年計画を閣議決定いたします。この5か年計画に基づく事業につきまして、ウに記載のとおりでございますが、雪寒指定道路の除雪に係る事業については3分の2を、防雪、凍雪害の防止に係る事業については10分の6を補助するという仕組みとなっております。

積雪地域、寒冷地域につきましては③の表に記したとおりでございまして、ある一定以上の積雪がある地域または1月の平均気温の累年平均が零度以下といった地域が指定されておまして、7ページの上に福島県内で指定されている区域を示しております。おおむね阿武隈高地から西が寒冷地域となっております。そして、中通りの西半分と会津の地域が積雪寒冷地域となっております。福島市は、旧飯野町を除いて積雪寒冷地域となっております。なお、旧飯野町も寒冷地域にはなっているというところでございます。

そして、この積雪寒冷地域につきまして雪寒指定道路を指定するわけなのですけれども、⑤にその指定基準の概略を記載いたしました。おおむね日交通量300台以上の道路で必要なもの、また300台未満であってもおおむね150台以上の道路で主要地等を連絡するような道路が指定されております。県管理道路につきましては、おおむね全て指定されている状況でございます。

8ページをご覧ください。この豪雪地帯等の最近の降雪状況を取りまとめたものでございます。福島市と会津地域の5地点におけるデータでございます。福島市についてご覧いただきますと、まず上の表の降雪の合計でございますが、おおむね120センチ程度が例年の数字かなというところでございますが、昨年度につきましては202センチというところになっておりまして、例年より多い数字が見えてまいります。なお、右端の参考のところでございますが、いわゆるバレンタイン豪雪といった大雪のあったときのデータでございます。そのとき年間通しての降雪量145センチということで、例年より少し多かった程度という状況でございます。昨年度との比較でいきますと、昨年度はずっと降り続けている日が長かったという形なのかなと思います。

2段目が日降雪の最大というところでございますけれども、福島市につきましては二十数センチというところが平年値かなというところで、昨年度につきましては25センチ、ちょっと例年より多いかなというところですが、1日当たりにならずとそう大きな数字ではなかったというのがデータに出てきております。いわゆるバレンタイン豪雪のときにつきましては37センチというところで、1日でどかっと降ったというところが見えてまいります。また、会津若松の数字が三十幾つですとか、猪苗代についても30とか二十幾つとかというところにして、福島市もそういうところと比べて決して少なくはないと、1日当たりの数字で見ると少なくはないというところが見えてまいります。ただ、降り続くかどうかという違いが大きく出てまいります。

一番下につきましては最深積雪というところで、降り積もったところにまた降ってくるとこの数字がどんどん大きくなるという数字になりますが、昨年度を見ますと33センチというところで、例年よりちょっと大きめかなというところがございます。なお、いわゆるバレンタイン豪雪のときには57センチということで、このときには短期間に本当に多く降ったなというのが見えてまいります。逆に昨年度につきましては、1日当たりは多くはないけれども、降り続いたなというのが見えてくるころかなと思っております。

9ページをご覧ください。国庫補助制度等についてご説明いたします。先ほどもご説明しました3分の2と、そういった数字がございました。まず、県管理道路でございます。補助金等の種類につきましては、社会資本整備総合交付金とイの雪寒地域道路事業費補助というのがございまして、どちらも国費率は3分の2となっております。

補助金等の交付までの流れですが、現在は記載のような運用をされておまして、交付金につきましては前年度に予算要望をしまして、年度当初に予算の内定通知、必要な手続きをして事業執行、計画的な執行という部分の手続きの流れになっております。一方、雪寒地域道路事業費補助といいますのは、当該年度の1月から2月に除雪の執行実績、それから3月までの見込みにつきまして国から複数回調査がございます。その実績と見込みに基づきましてその年度の予算の内定通知がありまして、交付されるという形になっております。

(2)の市町村道でございます。市町村道につきましては、先ほどの県と同じように社会資本整備

総合交付金というのがございまして、こちらは3分の2でございます。雪寒指定道路について3分の2。一方、イトウ、普通交付税、特別交付税、また幹線市町村道除雪費補助の臨時特例措置というのがございます。こちらは、雪寒指定道路に限らず、実績に対して2分の1というものになっております。

10ページをご覧ください。こちら補助金等の交付までの流れでございますが、交付金につきましては県のものと同様に計画的な執行の部分となります。イトウにつきましては、執行実績に基づいてその2分の1という形になりますので、同じように1月、2月頃に執行実績、見込みについて複数回国から調査があります。それに対して2分の1が予算措置されるというものになっております。

11ページをご覧ください。大きく3点目の除雪体制についてでございます。1つ目としまして、県全体の道路除雪の除雪要領というものがございます。そちらについてご紹介いたします。まず、(1)としまして、出動基準でございます。①、新雪除雪でございますが、新たに降る雪の深さが5から10センチ以上になったときを出動基準としております。実態としては、5センチを超えて降り続けるようなときには早め、早めに出動しているというところでございます。②としまして、拡幅除雪ですとか、路面の整正などにつきましては、必要な都度出動をいたしております。

(2) 実施目標でございますが、路面上の圧雪層厚を5センチ以下とするというのを目標としております。また、時間帯につきましては通勤、通学の時間までに完了するというので、これに基づきまして深夜から早朝にかけての除雪作業が常になっているというところでございます。

(3) の除雪実施方法でございますが、こういうやり方をしていますというご紹介になりますが、県の職員が直接除雪をする直営除雪、また民間に委託はするのですけれども、県の機械を貸し付ける県有機械貸付委託、また市町村に委託するもの、機械の調達から全て民間に委託する民間等委託など、あとボランティアですとか他の道路管理者の除雪といったものも考え方としてはございます。

そして、(4) 除雪体制でございますけれども、降雪等の状況によりまして、下の平常時から緊急体制までの4つの区分によって実施をしております、この各区分、状況によりまして情報連絡の強化ですとか、対策本部の設置等を行いながら実施しております。

12ページをご覧ください。こちらは、県北建設事務所管理課における除雪業務をご紹介させていただきます。県北建設事務所の管理課におきましては、福島市と川俣町を担当しております。そのうち福島市につきましては、国道115号の土湯温泉から上につきましては別に管理所を設けておりまして、県北建設事務所の管理課につきましては土湯温泉から下の部分の福島市と、あと川俣町を受け持っているというところでございます。そちらの体制についてご紹介をさせていただきますが、まず委託業者数、担当路線等でございますが、まず県北建設事務所管理課におきましては全て民間会社に除雪業務を委託しております。やり方としては、県有機械の貸付けであったり、民間のほうで機械を調達する民間委託と2種類ございます。委託業者数につきましては20社で、各社の担当路線は、後ほど次のページでご覧いただくようになります。機械保有台数につきましては表に記載のとおりで、ロータリ

一除雪車からグレーダー、ドーザーなどトータル、右下にございます民間での機械も合わせまして70台で実施をしております。

1点修正をお願いいたします。県有機械の通常配置の計の欄、18という数字ご覧いただけますでしょうか。こちらは19になります。県有機械の通常配置の計の欄、18を19に訂正をお願いいたします。

今ご覧いただいた右側に緊急時配置というのがございますが、こちらは予備車というふうに見ていただければと思います。豪雪時等に、オペレーターの確保の課題はありますけれども、プラスアルファで稼働できる機械を確保しているというところでございます。

13ページをご覧ください。こちらは、除雪路線の各社の担当区分図になっております。20社で分けているところではございます。1ページに収めたので、イメージという形でご覧いただければと思います。

14ページをご覧ください。民間に委託するにあたりましての契約方法でございます。各担当路線ごとに3社、3つの会社ですね、3社の見積り合わせを行っております、また業務の性格上、競争入札に適しないものとしまして、随意契約としております。

(3) としまして、契約の内容ですが、こういう取決めをしていますということです。①はどこをやるか、②はどういう機械を貸し与えるか、そして③がメインの部分になりますけれども、車種区分ごとの時間当たりの単価ですとか、凍結抑制剤の人力散布も委託しております、そちらにつきましてはトン当たりの単価といったところで、単価契約をしているところでございます。また、④の基本待機保証、⑤の除雪機械の固定経費でございますけれども、雪が降る、降らないにかかわらず一定程度の人件費を保証するものとしまして基本待機保証を、そして民間機械を借り上げるものにつきましては、機械を拘束することになりますので、そのための拘束料、固定経費に係る取決めを併せてしております。

15ページをご覧ください。積雪の情報収集から除雪の実施までというところでございます。①、まず出動基準につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

②の情報収集から除雪出動までというところでございますが、アとしまして、まず気象情報の収集でございます。日頃から県、それから受注者の担当者におきまして気象情報を収集しております。そして、雪量観測所のデータですとか、県の日常の道路パトロール、それから受注者による除雪巡回、民間委託の中に除雪の巡回といったものも委託しております。こういったものから情報の収集をしております。

イの除雪準備でございます。除雪準備段階になってまいりますけれども、大雪や著しい路面凍結のおそれがある場合には、県から各受注者に注意喚起、今晚凍りそうだから、準備しておいてね、雪降りそうだから、いつでも出れるようにねというような除雪の準備等についての連絡をしております。

そして、ウの出動判断でございます。通常時におきましては主に受注者の判断によりまして出動をしておりますが、状況に応じまして、先ほど申し上げました大雪のときなどは、県のほうから今晚何

時頃に出動せよとか、あちらこちらで凍結が発生しているので、出動せよといった指示を出しております。

③でございます。除雪にあたりまして新技術の活用ということで、除雪管理システムを令和3年度から導入いたしました。そちらをご紹介いたします。各除雪機械にGPSの端末を設置しまして、除雪機械の稼働状況をリアルタイムに把握できるといったシステムになっております。そして、そのGPS端末としてスマートフォンを利用してございまして、その撮影機能を用いましてリアルタイムの除雪状況の確認も可能であったり、その写真のシステムへの登録といったものも可能となっております。また、稼働実績の自動集計ですとか、4点目ですが、マンホール、橋梁ジョイント等の要注意箇所、除雪機械が引っかかりやすい場所、そういうところを図上で登録しておくことによりまして、除雪でその近くに行きますとオペレーターに対して注意喚起をするといったこともできるものになっております。

16ページは、そのシステム上の画面のご紹介というところになります。上の半分が除雪機械の稼働状況を示すもので、どこの路線のどの辺りでどういう機械が動いているかというのがリアルタイムで分かります。

下の半分の画面ですけれども、こちらのシステム上に登録された画面、後からその作業状況等を確認するということができるようになっております。

17ページをご覧ください。除雪の担い手の確保に向けてというところになりますが、意欲の向上ですとか確保策のご紹介をさせていただきます。1つ目としまして、雪みちの守りびとへのエール募集事業でございます。こちらは、除雪作業をしていただいている方々に対して地域住民等からエール、応援メッセージを送りましょうということで、令和2年度から実施をしております。SNSによるメッセージですとか、作文など応募がございました。件数につきましては、令和2年度は50件、令和3年度は37件というような状況で、いただいたものにつきましては小冊子に取りまとめて各受注者にお届けしております。

2点目でございます。福島県道路除雪表彰事業でございます。こちらは土木部全体としての取組になりますが、長年にわたり道路除雪事業に尽力された企業、団体、個人に対しまして感謝状を贈呈するものでございまして、平成26年度から実施をしております。また、記載しておりませんが、昨年度につきましては県北で非常に雪の除雪が大変だったということから、県北建設事務所独自の取組としまして、各受注者に対しまして感謝状を贈呈しているところでございます。

3点目でございます。福島県除雪オペレーター育成支援事業でございます。こちらは、各会社で新たに除雪オペレーターを育成したいという会社に対しまして、その免許取得費用等につきまして補助を行っているもので、1人当たり10万円を限度に補助をしております。

18ページに掲載しましたのが1つ目にご紹介しました雪みちの守りびとへのエール表彰式のときの投げ込み資料、19ページが除雪オペレーターのPRチラシでございます。後ほどご覧いただければと

思います。

20ページをお開き願います。関係機関との連携というところでお話しさせていただきます。1つ目としまして、道路管理者同士の連携でございます。その(1)でございますが、通常時における市町村委託というところで、県内に幾つか事例がございます。市町村道の除雪との整合から、市町村による除雪が効率的なものにつきましては市町村に除雪を委託しておりまして、県内におきまして45路線、58か所で実施しております。こちらから近いところでは二本松土木事務所管内、大玉村におきまして1路線、1か所で実施しております。こちらは、大玉村の村道で安達太良山のほうに上がっていきますと、その先に県道が少しだけありまして、フォレストパークあだたらにつながる部分になります。ですので、村のほうに村道を掃いていただいて、その上のフォレストパークの入り口までの県道も併せて村にお願いするということが大玉村に委託しているという例がございます。

(2)の豪雪時における相互乗り入れでございます。道路管理者間の応援というものになります。豪雪時でのものになりますけれども、除雪の効率化等のために管理者を超えた除雪の実施について柔軟に対応していこうというもので、下の図はイメージ図でございます。福島市の黒岩のほうに県北建設事務所の黒岩分室というのがございます。こちらに県のバックアップ機、緊急時の予備機を置いております。その前面が福島市の市道になっております。そこから左側、西のほう、赤点線で示しておりますが、そこが県道の南福島停車場線、そしてオレンジ色のところですが、こちらは国道13号、国が管理する区間、そしてまた赤い点線に乗りまして、国道115号、県が管理する道路ですが、そちらを通りまして、東北自動車道までアクセスするように、こういう経路がございます。こういったところについては、県の機械で応援しながら、道路管理者間を超えて応援しながらいくことが考えられるのではないかというイメージの図でございます。実態といたしましては、昨年度の雪の際には、こういったこの経路をぐるぐるっという形ではありませんでしたけれども、県の機械で市道のほうに応援に入っていたという事例がございます。

21ページをご覧ください。連絡体制の整備というところで、警察、消防との連絡体制でございます。1つ目が県土木部としての連絡体制でございます。図の中ほどに道路管理課長という枠があるかと思いますが、こちらは県の本庁道路管理課になります。そこを中心としまして出先事務所、市町村、そして下のほうに行きますと左側、自衛隊ですとか警察、ネクスコ、下の右側に行きますと国機関、そういったところとの連絡が取れる体制を整備しております。

(2)番、建設事務所としての連絡体制でございますが、通常時におきましても通行規制等がございます。そういったときの連絡体制を活用しておりまして、降雪によって通行規制が発生しそうだとか、した場合につきましては、記載の警察、消防、市町村、公共交通、具体的には福島交通ですけれども、そういった機関とも連絡がすぐ取れるというような体制をつくっております。

22ページ、最後のページをご覧ください。福島県の県北地域における冬期交通確保に関する調整会議でございます。こちらは、例年降雪期前に記載の関係機関によりまして調整会議を開催しまして、

各道路管理者の取組状況ですとか、各関係機関からの情報提供、気象庁などからはその年の特徴的な話などをお伺いしながら、そういった情報を共有しながらまた調整を実施しているところでございます。

以上、限られた中で飛ばし飛ばしの説明というところもございまして、申し訳ございませんでしたが、私からの説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

(萩原太郎委員長) ありがとうございます。

参考人の方からの説明、ご意見の開陳等は以上となります。

次に、質疑応答を30分間の範囲内で行います。

それでは、ご質疑のある方はお述べください。

(後藤善次委員) どうもありがとうございます。何点かお伺いしたいと思います。

まずは、3ページの指定基準の量なのですけれども、先ほどお話の中でもおっしゃってございましたけれども、基準の年が随分以前のことになっている、これは温暖化によって積雪量が減ってきていること、それから突然の大雪ですかね、今回みたいな、そういうものも加味していかれるような基準値の変更などは今後出てくるような感じになるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

(佐藤岳晴参考人) お答えいたします。

こちらの基準値の変更についての情報は、今持ち合わせていないところでございます。それ以上になりますと私の感想的なところになってまいりますけれども、すぐどうこうというところはないかとは思いますが、気象状況はかなり変わってきていますので、本当に雪が降るところが全然降らなくなるというようなことがあれば変わってくる可能性もなくはないのかなとは思いますが、私の感想でございます。

(長嶺勝広参考人) 付け加えますと、この基準は基本的に国さんのほうで管理しているものなので、うちのほうも何ともここら辺はコントロールしようがないというのが基本のところでございます。その上で今佐藤があり得るのではないのかというような感想を述べたところでございます。

(後藤善次委員) 9ページなのですけれども、補助金の交付までの流れなのですが、計画的に考えていくというようなことが前提にあったのですけれども、今回のような福島市の雪の量から、今年の雪の量のある程度判断していくというのは、前もって気象情報やら長期予報等で参考にしていくしかないのでしょうか、その辺の予算の確保にあたって、長期予報で少なかったのだけれども、現実的には多かったというようなことになった場合の対応も流れの中で常時交付金の申請をしていくことは可能なのですか。

(佐藤岳晴参考人) お答えいたします。

こちらにつきましては、現在の運用ということでのご紹介になりますが、交付金につきましては一定枠が限られておりますので、計画的にと申し上げましたが、絶対必要になるであろうものの内輪での交付という形で前年度に要望して、予算を受け入れるという形になります。不足する分につきまし

ては、市町村道であれば普通交付税とか臨時特例措置というところで不足分を実績に応じて賄っていく、そういう形で運用をしていくようになります。

(後藤善次委員) 11ページなのですが、除雪の実施方法に民間等委託除雪というのがありまして、これは機械等も全て民間のほうで維持をしていくと。福島市のレベルでなかなか除雪機械を民間が維持をしていくというのは、この積雪量からするとだんだん、だんだん大変になってきているのかなと私は感じるのですが、その辺についてどのように業者さんたちは工夫をされていて、あとそのことに対する費用の見方というのですかね、どの程度まで補助金として、あるいは体制のための費用をこちら側で対応できるのかなというようなところを教えてくださいたいと思います。

(佐藤岳晴参考人) 民間等委託の民間会社における機械の調達というところのご質問でございますが、主には建設会社に委託をしております。使っておりますのは、建設機械のホイールローダーなどが主なものになっております。ですので、除雪に使わない時期につきましては建設機械として工事に使っている、そして除雪期には除雪に使うというような形になってまいります。ホイールローダー、こちら写真ございますけれども、スコップのような形で持ち上げるような形もございますし、あとこの先っぽのスコップの部分を押すだけの排土板という形に付け替えて、雪を押すだけのものに付け替えることもできます。そういう形に付け替えてしまいますと、建設機械としては使えなくなってしまいますので、その間は除雪専用という形になると思います。そういうところもございまして、県としましては民間の機械を拘束するということから、拘束料というのを支払うようにしているところでございます。あと、建設会社でも最近では自社で機械を持っている会社は非常に少なくなっておりまして、横にコマツと書いてある機械が動いているのをよくご覧になれるかと思っておりますけれども、リースによって民間会社が対応しているというところは多くございます。よろしいでしょうか。

(後藤善次委員) 今最後のほうに触れられていたリースの件も、夏頃には車両を確保するためにリース会社ともう既に早々と言ってみれば確保するというのですか、そういうことにも苦慮されているようなことをお伺いしました。建設会社も協力はしたいのだけれども、やはりそういうものの調達であるとか、早めにリースを受けたことによる経費の増額とか、そういうものというのも発生している状況なのですか。

(長嶺勝広参考人) 14ページをもう一度ご覧いただきたいと思いますが、うちの県では⑤番でございます。除雪機械の固定経費、いわゆる拘束料ということで、通常ですとその機械が動いている時間でしかお支払いしていないのですけれども、そこにある一定期間動かない時間についても当然例えば今後藤委員がおっしゃられたようにリース料が発生しますので、その分もある一定の量はお支払いしましょうということで拘束料をお支払いしているというところでございます。これはうちの県の取組というところでございます。

(大平洋人委員) 私は、20ページということで、関係機関との連携というところなのですが、今年も雪がすごくて、僕は福島市内の中で吾妻地区なのですが、やはりこの境目、担当されている会

社によって、極端にうまくいっているところとそうでないところが極端ですね。雪の量は多分ほとんど一緒だと思うのですけれども、そういうところが各所に見られたということもありまして、このような連携についてご説明はあったのですが、これは前々からこういうことは県さんとしても把握なさっていて、直近でこういうものやらなければいけないということになったのか、それとも前々から取り組んでいらっしゃったのか、その辺まずお伺いしたいのですけれども。

(佐藤岳晴参考人) 豪雪時の相互間の応援というところでございますが、こちらにつきましては、きっかけとしましては平成25年度のバレンタイン豪雪のときでございます。そちらの豪雪を基に管理者間を超えて応援できるようにしていきましようという取組を進めてきているところです。そういう中でなかなかイメージ図の理想どおりにはいかないのですけれども、応援できるところを応援するという取組を進めているというところでございます。

(大平洋人委員) そういうことで、イメージどおりにはいかないというのもそれは分かりますけれども、それはあくまでも主体は業者さん同士ということなのですか。県としてはそれに対してのいわゆる連携の交通整理的なことをなさっているのかどうかというのが肝なのかなというふうに思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

(小野田慎参考人) このような管理者間による相互乗り入れだったりするのですけれども、そうなる業者同士ではなかなか難しいのです。というのは、業者さんというのはこの路線を除雪してくださいねという契約の下でやっているのです、そうなるやはり役所側のほうで市の応援に行ってくれということを逆に指示させていただいて、除雪作業を行うようなことをしております。特に昨年度については凍結抑制剤の散布、塩まきの機械については県の機械と、あとオペレーターをセットで福島市さんのほうにご紹介さしあげて、福島市さんのほうで契約をいただいて、それでまいていただいたというような実績はあります。そのほか、散布車だけではなくて、とても雪が深いところでロータリー除雪車というのがあって、外に投げていくようなものがあるのですけれども、そちらも同様に機械と、それからオペレーター、それからあと町なかですと、町なかでロータリー車で掃くと人家に直撃してしまうので、ダンプで運び出しをします。なので、ダンプの運転手、それからダンプ、その交通誘導員も併せてご紹介さしあげて、福島市さんのほうで契約いただいたというようなことを柔軟にさせていただいたところです。

(大平洋人委員) 柔軟に対応なさっているというお話をいただきまして、なるほどという、平成25年以降の取組というのが少し見えてまいりましたけれども、そこまで我々は把握できなかったもので、今度予算の話になってきてしまうのですけれども、それはこれまで数年にわたってそういった経験を積まれた中で、ある程度予算を予備費的に抱えた中で、柔軟にすぐ業者さんにご紹介するという形で、費用は持ちますよという形で進められているような形になっているということなののでしょうか。

(小野田慎参考人) 予算につきましては、私たち福島県の管理している道路を除雪するための費用として予算化されているということもあるので、今回応援除雪をさせていただいた市道については、福

島市さんの予算の中で除雪作業してもらおうと、福島市から各業者のほうにお金をお支払いしていただくというようなことで今回は対応させていただいたところです。

(大平洋人委員) そうしますと、今度は業者間だけではなくて、県と市の間でもそういった連携というのはきちっと取れているのかなんていう気もちょっとしたのですが、その辺は抜かりなくという感じになっているのですか、その状況について。

(小野田慎参考人) 大平委員の言うとおりに、今回のようなかなり豪雪に近いような、災害に近いようなときだと、市役所さんと、それから国と頻繁に連絡を取り合ってやり取りさせていただいておりますし、今回も福島市さんのほうからこの除雪車を貸してくださいというのがありましたので、ちゅうちょなく貸出しというか、ご紹介させていただいたということです。

(大平洋人委員) そういった流れの中でいけば、課題というか、やっぱり足りないとか、そういうことはあったのですか。最終的に業者さんも含めて意見交換なさる、総括というか、そういったところでどのようなお話ができたというのをお聞かせいただければ、我々の調査にも関係すると思いますので、お教えいただければと思います。

(小野田慎参考人) 今回、令和3年度の年度末でしたけれども、ある程度除雪作業が落ち着いて、一定の会社さんにヒアリングというか、話し合いをしたのです。各社それぞれ来てもらってやったのですが、やはり役所からの指示がないとなかなか勝手に自分たちで動けないという話は聞いております。

(長嶺勝広参考人) 今ご質問のありました今回の豪雪の際にオペレーター及び除雪機械が足りていたかどうかということというのは大変重要な視点だと思います。会津方部の経験が多いものですから、当然会津方部は豪雪地帯でございます。先ほどの資料見ていただいても6メートル、7メートルの雪が降る。そのときでも突然の大雪の時期がございます。では、突然の大雪に対応できるほどの除雪機械とオペレーターを常時用意できているかという、そうではございません。そうするとどういう状態かという、地域の皆さんには今除雪頑張っていますので、今日ほとんどない大雪だから、少しお待ちください、しっかり除雪は進めているので、今日中にはとか、そういったご連絡を差し上げて、まさしく福島市の場合、今回の雪はそれではなかったのかなと私は思うところでございます。先ほど見ていただいたように、例年に比べてとてつもなく多い雪が降ったということを踏まえて、そこに目安をつけてオペレーターと機械を用意すべきなのか、通常は貸与なのだけれども、そういった特別な状況のときに県、国、市町村が連携して取り組むべきなのかは、まさしく今後しっかり議論していくべきだというふうに考えているところでございます。

(二階堂武文委員) 2つちょっと質問させていただいて、まず1点は除雪管理システムの導入ということなのですが、これは福島県内では導入していらっしゃるの市町村含めますと現状県だけなのでしょうか。

(小野田慎参考人) この除雪管理システムでございますが、会津地方、特に南会津地方では、南会津

町周辺の市町村のほうでは県と同じものを入れているという話は聞いたことがあります。

(二階堂武文委員) 例えばマンホールとかここに具体的に書いてありますが、私も町庭坂に住んでおりまして、比較的雪の多い地域なのですが、結構グレーチングとか何かに引っかけて、車が上踏むとパンクするのではないかと思って、慌てて支所に連絡したりするケースが結構多いのですが、制度的にはデータの入力というか、GPS等の作業、マンホールといっても道路にいっぱいあろうかな、県道の場合その辺が正確にはつかめていないですけれども、その辺のデータのやり取りというか、入力状況とか何か含めて、その辺はどういうふうになっているのですか。

(小野田慎参考人) 二階堂委員のおっしゃっているマンホールとか、道路上の支障物のデータのやり取りについては、降雪前に契約してから雪降るまでの時間がある程度ありますので、そのときに各業者のほうで自分で調べて、ここに大きなマンホールがあるとか、ここは段差が発生していて危ないな、橋があるなというところは事前に入れておく。なので、その場でデータをもらうのではなくて、事前に入れておいて、ここは危ないねというところの印をつけておくみたいなイメージでやっています。さらに、除雪作業中に、GPSと連動していますから、そのマンホールが近づいてくると、マンホールがありますよというアラートが鳴るようになっていきます。そこでブレードのある程度調整をして、引っかかないようにしようということを業者のオペレーターが自分自身でできるような仕組みになっています。

(二階堂武文委員) では、もう一点、最後のやつなのですが、8ページにありましたが、直近5年分の降雪状況ということで、福島市の場合は気象庁のデータということで、それ会津につきましては指定雪量観測点というふうに書かれていますが、私も福島市の場合、例えば町庭坂でも富山地区であったり、フルーツライン、県道、吾妻中学校付近であったり、本当に高速道とか、フルーツラインとか、広域農道とか、道路1本ずつ西に行くに従って積雪量がやっぱり10センチ前後ぐらい多くなっていくという中で、気象庁のデータだけが頼りとなってしまうと、観測地点が松木町とか市内3か所、4か所、限られているという中で、そうなってくるとやはり先ほど来ありました業者の方、担当エリアの中での調査というか、そちら県北事務所からの指示による大雪とか見込まれるとか、降り出したということでの調査依頼ということになっていくかと思うのですが、会津地区はどういった形で観測点というのは決められているわけなのですか。

(長嶺勝広参考人) 会津地区の観測点は、基本的にここに示した観測点がまず主でございます。あとそれに補助的なものもございますが、今委員の話にあったように、当然雪というのは一律に降りません。その地区、地区、随分狭いエリアごとに、車に乗っていると、ああ、この地区は多かったな、例えば会津若松は今回の雪は20センチだったけれども、喜多方に行くと50センチ降っているという物すごく地域差がございます。それに対して観測機器にまさしく依存した除雪ですと、除雪体制の出発が遅くなります。どういう状態かという、先ほどもちょっとご説明したように、通常の除雪であれば、そこを受け持っている会社さんがこれまでの経験でこの状態だと今回雪が降るぞ、なのでオペレ

一ターさん、申し訳ないけれども、今日、夜中の12時までには会社に集合してくれないかといった、そういうような体制を取ります。我々が直接雪が結構降ったから、指示を出していたのではもう遅いので、基本的には受託した会社さんの判断で行っていただいているというのが会津地方の現状でございますし、この県北地方についても通常の雪の場合にはそういうような対応を取っていただいておりますところでございます。

(梅津政則委員) 説明ありがとうございました。ちょっと細かい話ですが、雪寒道路の指定ですけれども、指定基準はあるということでご説明いただきましたけれども、これというのは各自治体からの申告とかというのがベースなのですか、それとも基準というのは県なり国なりのほうで調査をかけるというような形での指定になるのですか。

(佐藤岳晴参考人) こちらの指定基準に基づきまして、5か年計画ですので、5か年ごとに国から基準に該当する路線がどれだけあるかという調査があります。それに基づきまして国が指定しているというふうになっております。

(梅津政則委員) それは、各基礎自治体のほう、市町村のほうにも調査のやつが下りてきて、それに対してのアンサーが精査されるのかもしれませんが、そのアンサーが反映されるというこの理解でよろしいのですか。

(佐藤岳晴参考人) はい、そのようになっております。

(梅津政則委員) あと、重機の、先ほどちょっとちらっとオペレーターとか、ピークに合わせるのかどうかというのはお話しいただきましたけれども、福島市のほうは委託業者が保有する機械台数って先ほど説明いただいた県の台数より1桁多いぐらい、一応なっているのですけれども、それでもこの間のというか、昨シーズンの状況になってしまったということで、オペレーターの問題というのも課題としては掲げられているのですけれども、例えばですけれども、ドーザーとかグレーダーみんなまとめてですけれども、我々が説明受けたのは700台以上を保有していると、リースは十数台だけというふうに報告をいただいている、県さんのほうで保有している台数からすると、物量としてはすごく恵まれていて、本当にオペレーターだけの課題なのかなとちょっと今ふとってしまったのですけれども、この保有台数700台というのを、今ちょっと急に700台と申しあげましたけれども、県の担当の方から見たときに、福島市の委託業者の保有の700台というのはどういうポテンシャルに映るものですか。

(長嶺勝広参考人) 大変申し訳ございません。ちょっとそれに対してコメントするものは持ち合わせないのですが、市さんが管理している道路延長と例えば会津若松市が管理している道路延長と、そこに降る雪の量と、そしてそのシーズン管理している除雪機械の台数等を比較してみるという手法はあるのかなと思います。すみません、それに対するポテンシャルとしてどう思うかについては、うちのほうでちょっとお答えできないという状況でございます。

(梅津政則委員) もう一点だけ。出動範囲といいますか、除雪範囲というのは委託の指定路線のみと

いう形に、でも県道だからな。すみません、前回のとき福島市の場合は委託業者さんに委託している指定路線だけというよりも住宅地の、普通の市道、奥の市道のところがもう家から出れないというような、そういうところの処理にすごくマンパワーとかお金がかかったということだったのですけれども、確かにその課題というのは県さんはちょっと違いますかね。県道でそんなに奥まったところはないですものね。

(長嶺勝広参考人) 私会津生まれ、会津育ちでございますので、私の個人的なというところで雪国の状況をお話しさせていただくと、まさしく市町村で除雪する路線というのは限りがあります。というところで、例えば袋小路の場所だったりすると、私も以前そういったところに住んでいたのですが、どういう対応をするかという、ほぼ10日に1回は20センチ、30センチ雪が降る状況。そうすると、毎朝雪が降った状況を見て袋小路のところに住んでいらっしゃる家々の皆さんが6時なら6時までに皆さん一斉に除雪をするというような状況になっています。それをしないと袋小路のところから車が出られないので、そういった対応は会津若松の地域では取られているという状況がございます。

以上、個人的な話ですみませんでした。

(佐々木優委員) 15ページの先ほど二階堂委員が質問した除雪管理システムの導入というところなのですけれども、令和3年度なので、ワンシーズンだけの実績になっていると思うのですが、その中でメリットとしてはここに書いてあるようなマンホールが分かるとか、そういうことの注意喚起ができるかということがあると思うのですが、課題として県で考えているものが何かあれば教えていただければと思います。

(小野田慎参考人) 今ほど除雪管理システムについての今後の課題があるかというお話でしたが、こちらの除雪管理システムというのは除雪作業の支援ということもありますけれども、私たちお金を払う、契約行為なので、最終的には精算してお金を払うという作業が出ます。そちらの課題になってまいります。どうしてもGPSを使って走った路線と走った距離と時間でお金を支払うということになります。GPSといってもやはり完璧ではないのです。なので、若干手直しの作業が出てきてしまって、事務の効率化に確実に繋がっているかという、少し課題があって、その精度を高めていくということが今後の課題かなと考えております。

(長嶺勝広参考人) この管理システムにつきましては、会津若松市、喜多方市でも導入しております。16ページの一番上の画面にあるとおり、今除雪機械がどこで稼働しているかが分かる状態です。本来ならば、こういった情報なので、例えばホームページで公表して、市民の皆さんに今ここを除雪していますから、あなたのお宅の前まであともう少しで来ますよというようなところをお知らせできればと思っておりますが、ただこれ実際に稼働した市町村においての課題は、逆になぜうちの前まで来ないのだという苦情が寄せられます。そうすると、今度除雪機械を運転しているオペレーターさんは、安全とできるだけきれいにやりたいというところを踏まえながらやっているものに対して、プレッシャーがかかるのです。果たしてそれが適切なのかどうかというところで、一旦ホームページで出しま

したが、翌シーズンはホームページで公表を取りやめたというような状況でございますので、やはりそこは今後情報公開というところではまさしく課題だというふうに考えております。

(佐々木優委員) ありがとうございます。そういうデメリット的なことも知っておけたらいいなと思ったし、ぶっちゃけ導入費用というのがどのぐらいかかったとかというのってお知らせいただくことはできますか。

(小野田慎参考人) 昨年度初めて入れさせていただきました。ワンシーズン目は路線の登録とか、それから車がどんなのが走っているとか、様々なものを入力したり、整理しなくてはいけなかったので、非常に高額でしたが、その導入費用、それから去年は12月から3月までの4か月間だったので、それで約1,000万円でございます。概算でございます。約1,000万円。

(梅津政則委員) 関連して、導入の予算については社会資本整備総合交付金の対象になるのですか。

(小野田慎参考人) こちらについては、私たち出先機関なものですから、これが社総金だとか、これが補助だとかというのは実は分かりかねるのですが、ただ流れてきている予算の費目から想定でございますけれども、県単独費でございます。その後ろにもしかしたら何か予算的な措置があるのかもしれないけれども、それは、すみません、分からないですが、題目としては県単費でございます。

(斎藤正臣委員) ご説明ありがとうございました。9ページの国庫補助制度についてももう少し詳しく教えていただきたいのですが、前年度までの実績だったりとかに基づいて社会資本整備総合交付金というのが申請されていると思うのですけれども、それを超える不測の事態があった場合の補助制度として、県管理道路においては雪寒地域道路事業費補助というのがあるのかなというふうに認識したところなのですけれども、昨年度の大雪に対して、今回雪寒地域道路事業費補助というの県のほうでは申請されたのでしょうか。交付申請、交付決定について概要を教えてください。

(佐藤岳晴参考人) 金額についての情報が今手元にないところで言わせていただきますけれども、交付金のほか雪寒地域道路事業費補助を用いております。

(斎藤正臣委員) これは経験則ですか。

(長嶺勝広参考人) うちのほうの説明が少し誤解を与えるような説明をしてしまいました。申し訳ございません。ちょっと訂正させていただきたいのは、9ページの資料で①番目に社会資本整備総合交付金が一番最初に出てきているのですが、これ制度の成り立ちからいいますと、最初に補助金という制度がございまして、その後この社会資本整備総合交付金でも除雪を入れることができましたという流れでございます。なので、うちの県としてはまず最初に補助金としていただくということを大前提にして、それでも多分足りない部分があるだろうからということで、この社会資本整備総合交付金の除雪費を計上しているという状況でございます。そこで、重要なのはこの社会資本整備総合交付金というのは、先ほどもちょっと申し上げたように、ほかの事業、例えば道路を直したり、道路が崩れてくるところのための擁壁を造ったりという予算に使います。この除雪費をあまり多く取ってしまうと、道路を直したりするほうにお金が回らなくなってしまうので、県としてはそこら辺のバランスも考え

ながら国のほうに予算要求をしているというところで、最初に補助費のほうで、補助のほうが前提でいただいて、それで足りない部分については交付金、そしてさらに、ほぼ足りないのですけれども、そこにあとは県の単費を入れて対応しているというのが現状でございます。

(斎藤正臣委員) ありがとうございます。そうすると、分かっていないので、教えてもらいたいのですけれども、市町村道の場合、これはア、イ、ウというふうに示していただいておりますけれども、順番的にはどれが先なのかなんていうふうに今ちょっとご説明を聞いて感じたので。

(佐藤岳晴参考人) 市町村道につきましては、こちらでも交付金は使えるようになったという状況がございます。もともとの制度からいきますと、普通交付税と特別交付税の2分の1というのが実績に応じて予算措置されるというのが基本でございます。さらに、全国的な豪雪等におきましては、臨時特例措置というところで、結果として市町村に来るのは2分の1なので、変わらないのですけれども、国のほうの財布分けとしまして特例措置をしているという状況でございます。平成20年頃だったかと思いますが、それ以降にこの交付金が増えるようになったというところで、一部雪寒道路についての交付金も取り入れているという形になっております。

(斎藤正臣委員) そうすると、国の補助制度の3分の2とか2分の1とか、こういうふうに示していただいておりますけれども、何に対しての3分の2なのか、何に対しての2分の1なのかというのをもう少し詳しく教えてもらいたいのですけれども、例えば県の場合は除雪にかかった費用全体に対しての3分の2というものをアとイのほうで措置される、県に対しては最大3分の2までしかもらえないというような認識でまずよかったですか。

(佐藤岳晴参考人) 除雪の作業にかかっているもの全てに対して、雪寒道路についてですけれども、最大3分の2という。

(斎藤正臣委員) そうすると、市のほうの市町村道に関して分かる範囲で教えていただきたいのですけれども、特別交付税のほうについて、予算措置のほうを市と県のほうでやったという経緯も昨年度ありまして、こういったところから国の補助があるのかなというふうに私も認識していたところだったので、ここで最大2分の1という数字が示されておまして、さらにウのほうでも臨時特例措置ということで2分の1示されているのですけれども、特別交付税で2分の1を面倒見てもらって、その余りの中の2分の1を臨時特例措置で面倒見てもらえるのかなんていうふうに都合のいいこと考えていたのですけれども、そうではなくて、全体の2分の1しか最終的にはもらえないという認識でよろしかったですか。

(佐藤岳晴参考人) トータル額の2分の1ということです。運用としましては、国から実績の調査があるというお話しでしたが、それに基づいてまず国土交通省所管の臨時特例措置でこれだけを対象に2分の1を交付しましょうと。残りにつきましては交付税措置されるというご理解でよろしいかと思っております。

(萩原太郎委員長) ありがとうございます。

時間ということで、ここで参考人への質疑については終了いたします。

以上で予定しておりました参考人招致は終了いたしました。

長嶺様、佐藤様、小野田様におかれましては、大変お忙しい中、本日の委員会にご出席をいただき、貴重なご意見をお聞かせくださいましたことに対し、委員会を代表して心より感謝申し上げます。どうも本日はありがとうございました。

それでは、参考人退席のため、委員会を暫時休憩いたします。

午前11時22分 休 憩

午前11時27分 再 開

(萩原太郎委員長) 建設水道常任委員会を再開いたします。

参考人招致に対する意見開陳を議題といたします。

それでは、本日の参考人招致に対する各委員のご意見を伺いたいと思います。

(後藤善次委員) やはりあまり雪の降らない福島市が豪雪に対応するためのヒントとしては、先ほど長嶺所長さんがおっしゃっていた話の中に、情報の共有でどこにどの車があって、それを福島市に貸出しすることができるかという情報をやはり共有しながら、オペレーター、重機、あとそれからそのほかの情報も含めて、そういうことが今できることなのかなど。会津若松市の例をお話しされていましたが、今こういう状況でやっているの、待っていていただきたいということもやはり市民のご理解をいただく工夫もこちら側でしていかなければいけないのかなど。もちろんそれは朝早く起きて除雪をすとかということも普通の生活の中に出てくるような環境づくりというものも会津若松の例をお聞きして感じました。

以上です。

(佐々木優委員) 豪雪地帯、特別豪雪地帯の指定の基準というところで、今後の気象状況って多分変わってきているし、変わっていく傾向にあると思うのです。そこは国が判断するところということではあるのですが、そこがなかなか、県としても特に言うことはないということをおっしゃっていましたが、やっぱりきちんと今後の対策を取っていくということは必要なのではないかなど、改めて漠然とした心配とか不安にちょっと感じたなというふうなことが1点あったのと、あと新しい技術としてどこでどういうふうに分かるというのは、見えるようになっていくことにつながるのかなど思ったのですが、一方では見えるけれども、うちに来ないという、そういう苦情が来るとかという、何か技術と現場のギャップというか、それがどうにか埋まれば、そしてその情報、今ちょっと頑張っていますから、お待ちくださいねという情報を組み合わせてお知らせしていくことで大量に降ったときの対応というのがもうちょっと緩和されていくのかなどというふうに感じました。情報の共有とやっぱりそれぞれの部署のギャップを埋めるというか、技術と現場のギャップを埋めていく、そこが結構大事かなというふうに思いました。

以上です。

(梅津政則委員) 説明でもらった資料の豪雪、特別豪雪地帯の指定基準がかなり過去のデータだという話でしたけれども、福島市の直近のデータとかで、さっきデータを取っているのは気象庁のやつ1か所だったですけれども、これを見ると区域の2分の1とか、役場があるからとか、平均でいっぱいあるところと最低このくらいで全域の平均がとかと、これの直近の10年、20年とかで福島市とかの県北の状況がどうなのかというのをちょっと確認して、該当するのかもしれないのかというのと、あとはすれすれだったらこの基準の見直しも国に働きかけるとか、そういうやつがちょっと必要なのかなという。区域ってどこまでのどういう区域なのか分からないけれども、町なかの面積なんてたかだか知れているかなというのがあったので、そこら辺該当するのかもしれないかというのを調べるのがもし可能ならば国に働きかけるというのも必要なのかなというのと、あともう一点、またこれも確認しなくてはいけないのは、雪寒道路の指定の部分というのが市は今どういう状況になっているのかというのを確認して、何でも基準のところって例外規定みたいなのがあって、さっき300台とか150台とかいろいろあったけれども、市として必要なのであれば、ただ審査はあるかもしれないけれども、5か年計画のときにどんどん、どんどんのつけて、予算とかの補助のベースになっていく路線数、長さのやつを何ぼでもかさ増しできるのだったらそれも必要なのかなというふうに取りあえずは思いました。

あと、さっき参考人の方から重機のポテンシャルの話で、ほかのところと比較したほうがいいのではないですかとかという話もあったのですけれども、今後視察とか、ほかの自治体との比較するとき、重機の数とかと除雪実績みたいなやつとか、オペレーターが結局課題に残るのかもしれないけれども、そういうやつの実際には福島市のポテンシャルはどうかというのをちょっと深掘りしたほうがいいのかなんて、結論というよりも疑問とか、これは確認したほうがいいのかとか、そういうやつばかりなのですけれども、取りあえず以上です。

(斎藤正臣委員) 私も本当にクエスチョンしかなかったようなあれだったのですけれども、ご説明の中で印象的な言葉は降ってからでは遅いという話だったと思います。降るまで行政、民間それぞれ何ができるかというのをもう一回考えなければいけないと思います。

もう一つ印象的だったのは、重機が足りないので、少しお待ちくださいという、そういうスタンスというか、でやったほうがよろしいのではないかというようなご意見。それはそうなのかもしれないですけれども、とはいえ本市において、皆さんの繰り返しになってしまうのですけれども、除雪車、オペレーターの充足率というものをどういうふうに設定していくのか。こういうふうにはやらざるを得ないから、こうなってしまった場合はお待ちくださいという説明ができるのであって、やはりそこをもう少し掘り下げていければなというふうに感じました。

以上です。

(二階堂利枝委員) 大体皆さんと同じなのですけれども、さっきの豪雪地帯とか、そういうことがやっぱり本当福島でもっと知見を調べて、豪雪地域が2分の1とか、そういうふうにと考えると、山のほ

うの面積とかも考えるともしかして福島って結構豪雪地帯なのではないと思えるのです。なので、そこをやっぱり詳しくちゃんと調査して、国から補助金もらって、除雪も本当抜かりなくできれば、何せ除雪さえできれば市民の苦情は出ないし、快適に暮らせるわけではないですか。なので、そこさえみんなクリアできれば、福島でも北海道でもたくさん人が住んでいてもちゃんと除雪ができていれば雪も苦にならないということがあると思うので、その予算をもっと取れるような努力をちょっとしたほうがいいかなと思いました。

そして、県の人のお話を聞いて思ったのですけれども、ちょっと今思い出したら、こっちの吾妻地区のほうでは結構県道よりも市道のほうがみんな除雪してあると言っていたので、こっちのほうではやっぱり福島のほうが頑張っているのだと近所の人たちはみんな言っていたのです。なので、そういえばそうだったなという感じのお話の……

(後藤善次委員) 八島田街道なんかもそうだったよな。

(二階堂利枝委員) そうなのです。だったなと思いました。すみません、今頃。

あともう一つ、このシステムなのですけれども、システムでも、何システムでしたっけ。

(萩原太郎委員長) 除雪管理システム、15ページでいいですか。

(二階堂利枝委員) 除雪管理システムのこのシステムでも多分いろんな種類があると思うので、例えばこういうので今ここを走っているけれども、来なかったという苦情があると言っていたではないですか。今ここを走っているけれども、自分の家のほうには来なかったという苦情が多いということで、これを取りやめたという話だったのですけれども、例えばこのシステムに今度あと何分後にとか、今こっちに行く予定ですよというのを書いてあれば、その家の人は待っていることがこのシステムを見てできるではないですか。苦情を言わなくても済むというか。なので、たまたまこの、この福島県が使っているシステムがそこまでを記載していないだけであって、このシステムではないものは、違う会社の製品だったら今度何分後にはこっちへ行く予定ですよと、今この車が除雪するのはここまでの範囲ですよというシステムがあれば、福島でもしこういうのを導入すると考えるとすれば、そういうことが載っているシステムを導入すればいいのではないのかなと思いました。言っていることわかりますか。

(斎藤正臣委員) 分かります。

(後藤善次委員) これを市道に置き換えたなら結構大変なボリュームだね。かえってこれしか走っていないのという。

(二階堂利枝委員) でも、700台が動いたらすごい量ではないですか。

(梅津政則委員) それに全部端末とかつけると、県が言っていた予算の数倍はかかるということなの。区域はぎゅっと狭いかもしれないけれども、展開する端末とか物量を考えると予算は相当かかる。

(二階堂武文委員) 費用対効果の問題でしょう。

(後藤善次委員) リース会社でつけてもらう。

(梅津政則委員) 今そんな余計なコストをかけられないから。というか、リース会社ではなくて、事業者が持っている台数のほうがめちゃくちゃ多いのです。

(二階堂武文委員) 皆さんの後出しになってしまいますが、4ページのところで、まず1つには私福島県内の豪雪地帯の指定状況で、福島市が豪雪地帯と指定されているのにびっくりしたというのは、認識を変えなくてはならないというのが1つ新鮮でした。

あと、先ほど来ありましたが、所長のほうでちょっといろいろフォローしていただいたと思いましたが、観測点が福島市の場合は気象庁の観測点ということで限られていて、実際そこから先は受託していただいている除雪業者の皆さんの経験値に基づいた形で動いていただくみたいなこと、道路の状況とか、ということで話をされましたが、今年、前のシーズンの状況なんかは意外とその経験値を超えるような状況の中で、除雪のゴーサインを出すのが後手後手に回ってしまって、道路に雪を残して凍結、気温が低いのが続いたということもあるのでしょうかけれども、除雪のタイミングを残す形でそれが凍結して、氷を剥がすような作業とか何かコストをかけたり、除雪の苦勞に、今までない苦勞になってしまった、過去最高の予算になってしまったというところをちょっと考えたときに、これはほかの部分もそうなのでしょうけれども、やはり業者の皆さんの本当に経験値を超えるようなことが今、降雪とか除雪ということに関しても起きているのだなというのは一つの経験としてあったなというのを、これは感想ですけれども、改めてちょっと感じました。

あとは、先ほど来ありましたが、豪雪地帯と県で福島市は認めていただきながらも、費用対効果のことも考えて、どこまで除雪に補助金も使って予算を捻出すべきかと。そこでの政治的な判断なのか、行政的な判断というのがすごく求められているなという気がいたしました。

以上です。

(大平洋人委員) もういろいろ出ているので、あれなのですけれども、私もちょっと聞いた手前もあるのですけれども、やっぱり関係機関との連携というところ、特に豪雪時における相互乗り入れの部分が、やっぱり吾妻にいて、業者間の、会社によって出来がいいところと悪いところがはっきりしてしまっているのが、それは今年に限ったことでなくて、ここ数年本当にはっきりしてしまっているのです、そういったところはどうかかなというのを、若干そういう言い方で、県の方にもお伺いしましたけれども、平成25年度のバレンタイン豪雪以降、行政、それから業者間でのヒアリングも今年についても行っているということですので、徐々にその成果は出てきているのかなんていうふうに思いたい気もするのですけれども、そこはご意見としては特段なかったのですけれども、いずれにしろ業者だけで相互乗り入れしていくというのは難しいということと、やっぱり行政、福島市が主体性を持ってコントロールしていかないとやはりなかなか難しいのかなという。事故も含めて、勝手に業者同士でやってぶつかったりしたら大変だから。そういったところでやっぱり市のコントロールが重要だなというふうにお話を聞きながら私は思いました。

それから、予算についても、県のお話でしたけれども、出動していなくても待機料というものが支

払われてきているという、その昔は多分年間どんとお金を渡していたと思うのね。大雪がなければ業者さんとしても助かったというのもあったかもしれないけれども、今はもうそういう時代ではなくなってきて、でも一定やっぱり渡しておかないとどういう状況になるか分からないから、そういったふうに少し戻ってきているのかななんていうのを話のニュアンスで私は感じました。そんなところでしょうか。

(萩原太郎委員長) 私のほうからも、皆さんと同じですけども、簡単に。

民間の技術向上のための訓練とか、雪が少ないので、例えば雪が降っている会津若松とか南会津町に行って研修するとか、そんなことで技術者を養成するようなどころでの技術の養成、そしてまたここには県のほうではオペレーターの育成支援事業というようなことで19ページにもあるようですけども、これは資格を取るのに、免許取得のための最大10万円を補助しますというようなことがありますけれども、市では免許等は個人で取ってもらうとかというふうなこともありましたけれども、民間同士の交流というか、情報交換とか何か、そういうところも必要なのかなというふうに思っていて、各民間会社の悩みとかも聞いたり、そういう場を持って、どこを掃いても誰がやっても同じというような部分でやらないといけないのかなというふうな思いも感じました。あとは皆さんと同じなので、省略いたします。

追加でお話しされる方おられますか。

(梅津政則委員) 除雪の出動基準は県のほうが早いというのはどうかなと思っていたけれども、5センチから10センチとかというふうになっている。

(萩原太郎委員長) 5センチから10センチね。福島市は10センチというふうに。

(梅津政則委員) 路上積雪深とかというふうに市は言っているけれども、引き続き降雪が予想されるときが福島市なのだよね。だから、出動のやつが県よりも遅いというのはどうなのだろうと思いました。ただし書に両方いろんなこと書いていますけれども、でも5センチというのってインパクト大きいかどうか思ったり。

(萩原太郎委員長) 5センチはまだね。県道、国道というと、5センチだと車が走ったらぺちゃんこになりそうな数字ではあるのですけれども、出動が早いという印象はあります。

(二階堂武文委員) ここの文章、正確には2行ちょっとありますけれども、さらに降雪が続くおそれがないときは事務所長の判断によると書いてありますので、多分言っていることはほぼ見識的には一緒なのかなという気がするのです。5センチといってもそこで止まるような、それ以上は続かないようであれば基準は出しているでも出動はしなくてもいいというそれぞれの所長の判断ということもあるのでしょうから。ただ、今おっしゃったように何らかの基準をやっぱりその辺は行政間でそろえて、分かりやすくしておいたほうがいいのかという気がちよつとしますけれども。

(萩原太郎委員長) ご意見ありがとうございました。

よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(萩原太郎委員長) 本日いただいた意見については、正副委員長手元で内容を整理させていただき、今後の委員会の中でお示しさせていただきたいと思います。

以上で参考人招致に対する意見開陳を終了いたします。

続きまして、参考人招致の実施についてを議題といたします。

前回、正副委員長にご一任いただきました2回目の参考人招致の実施について、実施要領の案を作成しましたので、タブレットに配付の資料をご確認ください。日時ですが、令和4年8月9日火曜日の午後1時30分から午後3時までの1時間30分を予定しております。

場所については、この場所でございます。908会議室。

目的、建設水道常任委員会で実施している除雪に関する調査の一環として、委員会の参考人として出席を依頼し、意見を伺うものでございます。

依頼先及び参考人より聴取する意見の内容ですが、聴取内容につきましては、自助、共助、公助を可能とする除雪環境整備について、市民が協力できる除雪体制づくり、降雪状況にばらつきがある地域での除雪取組成功事例の紹介というような内容で意見をいただきたいと思います。依頼先としては、地域社会デザイン研究所より参考人をお招きすることといたしました。記載のとおり、代表でいらっしゃいます沼野夏生様にお越しいただきます。

次に、当日の進め方ですが、委員会を午後1時20分から開会し、午後1時30分より参考人招致を開始したいと考えております。参考人招致の時間配分は、参考人の意見開陳を60分、質疑応答を30分の計90分程度の時間を予定しております。参考人がご退席された後、参考人招致に対する意見開陳を行いたいと思います。

その他の項目については記載のとおりです。

説明は以上となりますが、このような内容で参考人招致を進めさせていただいてよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(萩原太郎委員長) それでは、こちらの内容で参考人招致を実施するべく、議長から参考人に対して出席依頼をしていただくように申入れをしたいと思います。

次に、行政視察の実施についてを議題といたします。

行政視察の実施につきまして、今後、新型コロナウイルス感染症の再拡大や、コロナ禍による視察先の受入れ状況なども懸念されるところではありますが、現時点におきまして、本所管事務調査の一環として行うことを予定してまいりたいと考えております。

ただ、当委員会については委員長報告時期が12月定例会議であるため、行政視察を実施できる期間がかなり限定されることや、テーマ性から視察先も限定的となることを鑑み、視察先との日程調整次第では通常の2泊3日という形式にこだわることなく、1泊2日もしくは日帰りでの視察実施の可能

性も想定しております。

また、状況によっては質問事項送付による文書照会での調査等も考えられますので、その際には改めてご協議させていただければと思います。

日程につきましては、閉会后に調整させていただきたいと思います。

次に、視察先ですが、視察先や視察項目などに関してご意見があればこの際お伺いしたいと思いますが、何かございましたらお願いいたします。

(梅津政則委員) さっき日帰りとか1泊とかという意見もありましたけれども、聞ける箇所とか先進例とかがあるのであれば、小割りにしてもいいですけれども、機会を減らすというのはおかしいと思うので、トータル的には調査するボリュームというのは減らすべきではないというふうに思います。

もう一つ、さっきの参考人の日程もそうですけれども、日程調整するときには全体のかぶっていないという、いろんなのを、これが最優先というのは理解しつつも、どちらが優先だろうというやつとかぶっているなんておかしいというか、ちょっとそれは調整するべきではないかと思ったので、日程調整には意を用いていただければと。

(萩原太郎委員長) もっともだと思います。前回の日程調整に関しても、皆様からは8月9日でいかがですかというふうなときに、まだ自治振のほうの日程のほうをこちらで把握していなかった、あるいは当該議員が把握していなかった、そういう部分で調整漏れがあったというふうなことは否めない部分ではございました。これからはもう少し日程調整なんかも入ってくるというふうなことは鑑みながら、正副、また事務局のほうでも念入りに調整しながら進めたいと思っております。

(斎藤正臣委員) この8月9日の日程決めたときは、自治振の日程って完全に出ていたのですか。渡利は相当遅かったですね。最近ですから。だから、そのばらつきもあるのではないかな。

(梅津政則委員) 案として調整中でも、最初始まった頃には全か所の予定日は出ている。決定にはなっていないかもしれないけれども。

(斎藤正臣委員) そうだね。だから、そこがもし決まっていて、その予定日、8月9日にぶち込んだのだったらそれはやっぱり何だという話は当然あると思いますし。そこがどうだったのかが分からないのだけれども。

(萩原太郎委員長) ただ、自治振のというのが最初から最後のほうまで全部一遍に決まっていたのか、私なんかも変更がありました。最初は8月18日ということで案内が来ましたが、日程変更がありましたということで、8月の29日かな、遅くなったのですけれども、そんなふうな変更もありましたので、最近その変更の通知を頂いたような状況もありました。日程調整には十分配慮しなくてははいけませんけれども、相手もあるというふうな部分もございますので、今後そういう部分については配慮のうえ調整したいと思っております。また、相手先についてもこれから調整しますけれども、身近なところでいいですか、ずっと行程を一回りして2泊3日になる場合もありますし、相手の都合で仮に隣の県ですとか近間のところで、交通のルートからいって1泊2日あるいは日帰り可能とか、そ

ういうふうな部分も出てくるというふうなこともありますので、その点については皆様と協議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

(二階堂武文委員) 第7波のピークはお盆ぐらいまで行きそうだという話が出ていましたよね。お盆ぐらいが一番高い感染状況になるのではないかみたいな。

(萩原太郎委員長) いろんな蔓延防止策みたいなのがこれから取られて、行動制限がかかればまた考えなくてはいけませんけれども、今の段階で行動制限をするというようなことは言われていないというふうなことだったので、まず予定を立てて、その予定に向かって進めるというふうなことでいきたいというふうに思います。

皆さんから特に視察先のご意見はありますか。

(二階堂利枝委員) 身近で会津がどうなっているのかなとか、本当に会津と福島でやっぱり豪雪地帯とか指定が違うので、まず身近なところから知りたいというのがちょっとあります。

(萩原太郎委員長) 皆さんのご意見、関連してございますか。

(大平洋人委員) 今言っているのは、例えば基本的に今までは視察って一般的に2泊3日でしっかり見てきていたのではないですか。今回も例えば日帰りとか1泊2日をやるのか、そういうことも含まれるのですか、それともそれのどっちかという意味なのですか。

(萩原太郎委員長) そういうことも含まれます。例えば日程の関係でずっと1日、2日、3日と続けて受け入れていただいて、では2泊3日で回れるということと、1日、2日はいいけれども、3日目はそのところ駄目だから、例えば会津若松が4日だけよかったとかというふうになると、そこは単発で行くとか、そういうふうな意味なので、続けて行って2泊3日になればそれは一番いいかなというふうな、そこは原則はそのようなことだというふうに私も思っています。

(梅津政則委員) 全然否定するところはないのですけれども、今までもそうだったと思うけれども、いまだかつてそういうのは記憶はないけれども。

(萩原太郎委員長) はい、そうです。どこを見るか、どういう状況を見るかというふうなことで、福島市と状況が似たようなところを見るというふうなところでしたら、かなり限定されてくるのかなと。豪雪地帯はたくさんあるので、仮に北海道に行こうが、豪雪地帯のほうに行くというふうなことであれば、視察先はたくさんあるというふうには思いますけれども、福島市の状況と似たようなところを探すというふうなところで、今ちょっと検討中というふうなことです。

(後藤善次委員) 結構京都とかああいうところも雪の量って何か福島に似ているような気がする。あと、日本海側の比較的雪の少ないところというのもありますから、そういうところで面白い制度をつくっているようなところがあれば。

(梅津政則委員) 関西とか名神とか高速の雪のメンテナンスとかというのは出稼ぎ労働者です。だから、冬に特化してというふうなところ、それは高速だけかもしれないですけども、そういう体制を取っているところもあつたりはします。

(二階堂武文委員) テレビの団地のあれでやっていましたよね、北海道の。

(斎藤正臣委員) サラメシ。

(二階堂武文委員) サラメシです。やっぱり農家の方、メロン栽培か何かやっている方が高速の除雪隊に入ってやっているみたいなことが紹介されていました。私意外だったなと思ったのは、ちょっと例ですけども、山形市というのは意外と福島市と似ているというのを、娘夫婦が今山形に移って暮らしていて、米沢のイメージがあるものですから、雪が多いのかなと思ったら、福島市とほぼ一緒ぐらいですよと言われて、意外な感じがしました。

(梅津政則委員) それで山形市は除雪が進んでいるの。

(二階堂武文委員) その辺は分からないですけども、あまり文句は言っていません。家を造ってまだ数年ですけども。

(梅津政則委員) 同じ自治体というよりも、いいことをやっているところ。

(斎藤正臣委員) それが一番……

(二階堂利枝委員) 山形市って全体的に結構何でもいいですよ。雪のことは分からないですけども、何かいいような気がします。

(二階堂武文委員) その辺情報を集めていただいて、都市規模の問題とか、いろいろ成功事例というか、学べる事例が。

(斎藤正臣委員) 私もあれなのですけれども、今回帯状でばあっと日本列島を縦断するような感じで被害があったではないですか。その中で俺らに対応を苦慮しているところなのですけれども、もしかしたらそこで先進事例とか、被害に遭われつつもすばらしい対応しているところがあると思うので、そういう情報収集、被害に遭ったところを情報収集して、何か先進事例があるのか、そういったところでもいいのかなと、そういう観点もいいのかなというふうには思っています。

(萩原太郎委員長) 急に交通麻痺したとか、そういうところの解決策とか何か、そういうところも先進事例とか、参考になるところがあれば候補として考えたいと思っております。

(二階堂武文委員) ちょっと余談であります、前シーズンというか、除雪を私は経験して、やっぱり雪の多い庭坂に住んでいながら、周りの人からちょこっと漏れ聞いてくるのは、普通だったら我慢しろと言われる、確かに当時あったのです。ちょっと前だったら我慢しろと言われていたのが、やはり木幡市長だから、ここまで予算をつぎ込んで、同じ学校の前を5回ぐらいかな、数週間間に業者さんが除雪に来る。これほどの金の使い方というか、念入りの除雪って今まではなかったなみたいな。ということは、意外と今回いい事例だったり、さっき話がちょっと出ましたけれども、感じるところはあります。

(萩原太郎委員長) 毎日降り続いたような雪、あと一遍にバレンタイン豪雪みたいにどかっと降る雪と、積もってしまったというふうな状況……

(二階堂武文委員) 今回初期出動が悪かったから、根雪になってしまって、正月挟んでしまって氷に

なってしまうみたいなの、それですごくコストもかかったみたいな部分あったのではないですか。

(後藤善次委員) 気温低かったものね。

(大平洋人委員) そうだよ。すごかったですからね。

(梅津政則委員) 自分で出られないところを自分たちでやっているとかという話とかもさっきしていたからね。やってもら、やってもらではなくて。会津ではという話でしたけれども。

(二階堂武文委員) 今までの生き延びる、自分たちの生活を維持するための知恵ですよ。どこまで行政にお願いできるかといったときに。

(萩原太郎委員長) 視察先の今話が出たところを総合的に視察先の自治体や視察項目について、受入れ側の都合などございますので、これまでの当局説明及び参考人招致に対する意見開陳内容や今ほどいただきました意見を基に正副委員長へご一任いただくこととしたいと思います。いかがでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(萩原太郎委員長) では、そのようにさせていただきます。

なお、この件については今後の委員会で行政視察実施内容案をお諮りし、ご議決いただく予定ではございますが、視察先自治体との調整状況などは事前に経過報告させていただきますので、よろしくお願いたします。

この議題について、このほか何かご意見ございますか。

(梅津政則委員) 日程の仮押さえみたいなのは何ものなし。

(萩原太郎委員長) 終わってから。

なければ、以上で行政視察についてを終了いたします。

このほか委員の皆さんから何かございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(萩原太郎委員長) なければ、以上で本日の建設水道常任委員会を閉会いたします。

午後0時08分 散 会

建設水道常任委員長

萩 原 太 郎